

令和4年11月21日

光市議会政治倫理審査会審査についての弁明書

光市議会議長 中本 和行様

光市議会議員 大田 敏司

結論

光市議会政治倫理審査会審査の裁決内容については、下記理由に付き認められません。

記

1、私は以前から林副議長に対し、政務活動費の立替金について、最終的な収支報告書の提出をもとめておりましたが、なんら返答される事無く、ここ数年たってまいりました。

其の為に立替金の返還を求めたところ、このような請求が出されてまいりました。そこで、市議会は光市の顧問弁護士であります中坪弁護士に、意見を求めておられました。

回答は、被請求人が主張する立替金に対する支払いを行った否か、あるいは支払いをする必要性がそもそもあったのか否かに関する主張・立証は、林議員を始めとする会派責任者側の責任である。仮に被請求人が誤解をしているならばその旨証拠を示しながら丁寧に説明して誤解を解くことが望ましいと、言っておられます。

誤解を解くためにこの度、説明会を設けられたようですが、最終収支決算書は、廃棄しましたとのことでございます。

廃棄しているからとのみで、なんら説明はされておられません。

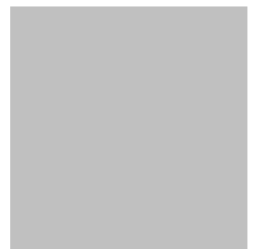
「立替金は支払いをしました」の一点張りでありました。最終決算書がないでは納得が出来ない訳であります。

そもそもの始まりが政治活動費の立替金の使い道を知りたい為に林副議長(当時の会計責任者)に対する請求であった訳です。その説明がいまだなされていない為、納得が出来ない訳であります。

納得のいく政務活動費の活用方法を説明してください。

加えて、疑問に思うのは、私以外の元のこう志会のメンバーの方々が何も言われなという事は、皆さんには支払いをされたとのことでしょうか、支払いをされていないのは私だけでしょうか、お金の問題でなく、最終収支決算書の提出が重要なのです。

当時のこう志会による、政務活動費の最終収支報告書の提出を求めます。



2、この度の光市議会政治倫理審査の請求について

光市議会政治倫理審査会への請求について、不当であると、思います。

光市の顧問弁護士であります中坪弁護士も言われておりますが、被請求人の言動について「不正な影響力の行使」に該当すると思われる事情は何ら主張されておらず、かつそのような事情は見当たらない。

したがって、被請求人の言動がハラスメントに当たるか否かを検討するまでもなく、本請求は条例3条の要件を欠いており、不適であると明言されております。

又、倫理上は、特定の行為について倫理条例違反として違反議員に不利益を科すものである以上、条例の文言の明確性、一義性、（誰が読んでもそうなること）がもっと重要だからである。

文言に反して恣意的な解釈がなされるとなるとすれば、もはや何が違反行為か誰にも分からないという事になり、必然的な萎縮効果を生じ、議員活動の自由が著しく阻害されてしまう。とも言われております。

そうすると議員活動の言動は、数の原理によって、利害が決まってしまい、議員としての活動も大変に狭まってしまわれます。

議会というのは言論の府と言われ、言葉を戦わせることによって相乗効果が生まれると考えます。その言葉を数によって、又、恣意的なものが加わりますと、議会の正常化が進まなくなると考えられます。内容を十分熟慮せず、数の一方的に裁決をとられたことに対し、反論いたします。

よってこの度の請求は不適と考えられます。

3、政治倫理基準違反について

「政治倫理基準違反の存否」について「存在する」が委員長を除いて、こう志会関係の議員4名が「存在する」と答えられ、決定をされました。

しかし、光市の顧問弁護士の中坪弁護士は、このたび提出された、証拠書類及び録音音声の内容や関係人らの証言等から判断すれば、ハラスメントであるとの評価は出来ないと、はっきり言われております。

そのように光市の顧問弁護士である中坪弁護士が言われているにも関わらず、こう志会系の議員4人が、違反とするに賛成をされております。

本請求に当たっても言われておりますが、恣意的な解釈をされて裁決を出されるのであれば、これからの光市議会は、まっとうな議会運営が行われていかなくなることは必然であります。

私としましては、政治倫理条例に関しましては、これからのありますが、恣意的な、感情でもって裁決や申告などをされることなく、もっと客観的に物事を見て判断されるべきだと思っております。

この裁決に対しまして、不服を申し上げます。

4、私は、この申請書には、客観的な見識はなく、感情的な文章であり、大変な恣意的なまた、作為的な文章であると感じております。光市の顧問弁護士であられます中坪弁護士もはっきりと述べておられます。

また、当時の委員長でありました森戸委員長もそのことを指摘され、この申請書は撤回すべきだとも、わざわざ、委員長席から降りられて意見を開陳されておられます。

そのように委員長自ら、委員長席を降りられて、意見の開陳をされるのは大変に勇気のいることだと思われまます。

何故そのような意見をわざわざ言わなければならなくなったのか、議員の皆様は深く考えてほしかったと残念でなりません。

恣意的な感情を議会に持ち込むこと、又、数を頼みにされて、このような行動を起こすことはいかなるものかと思われまます。

これでは、議会の正常化はこの先も、出来なくなると考えられます。

隠しテープの録音を用意されたり、調査請求書にはゆすり・たかりのような恫喝・侮辱恫喝・脅迫を感じる言い方で詰め寄った等とありましたが、机を挟んで座っておりましたのに、どのようにして詰め寄ったのでしょうか、その場には複数の議員もおられました。

証明もされておられません。

請求者より隠し撮りされたテープを皆さんの前で公開をされたのを聞いた限りでは、お聞きにされていた皆さんがこのテープでは何ら、審査請求書のように大声でゆすり・たかり・恫喝・脅迫などの発生は聞かれなかったと結論をだされております。

逆に私に対する恣意的な作為を感じてさえおります。

これは私に対する、名誉棄損に値する行為だと思いを強くしており、全面撤回を訴えます。